

 <b>JWRC</b> <b>水道ホットニュース</b>	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a></p>
---	---

## 欧州の水道事情（その3）

### — EUREAU2008年統計から —

#### 19. マルタ

##### (1) 法制度等

主な法制度は、水サービス会社法（1991年）、下水排水規制規則（LN139/2002年）、マルタ資源庁法（2000年）、環境保護法（2001年）である。

水道水質の担当機関は、保健省公衆保健ユニットである。マルタ資源庁（MRA）は、自治権のある独立した規制機関であり、あらゆる行為、運営、水・エネルギー・鉱物資源に関連する活動を監視する責務を有する。

##### (2) 水資源管理に責任を有する機関

マルタにおける水資源管理に責任のある主な機関は、MRA、資源・農村省、同省農業局、通信・国家プロジェクト省である。また、水サービス会社（WSC、マルタ島における水道水の生産・配水を行うために1992年に政府により設立）も水循環管理において重要な役割を持つ。

##### (3) 上下水道サービス

WSC（国所有の水サービス会社）は、水道及び下水道サービスのための責任主体及び事業者であり、生産から安全な処分までの完全な水サイクルに対して包括的な責任がある。運営は、次の4地域（北部、中部、南部、Gozo）に区分され、それぞれ独自の技術者を持つ。

水道水の生産に関しては、WSCは3つの逆浸透膜脱塩施設（Pembroke、Cirkewwa及びGhar Lapsi）を運営し、また、地下水の取水も行っている。

##### (4) 水道サービス料金

利用者が家庭居住者、工業、商業アウトレット、農場などであるかどうかにより変わる、16の異なる水料金となっている。

##### (5) 一般統計

総人口 40.1万人

人口密度 1,269人/km<sup>2</sup>

##### (6) 水道水源

地下水・湧水 57%、地表水 43%

##### (7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 100%、②下水収集率 100%、③下水処理率 20.6%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

事業者数：上下水道一体 1、水道単独 0、下水道単独 0、合計 1

#### 20. オランダ

##### (1) 法制度等

国が政策を立案し、12の州政府が実施方策及び計画に関する担当機関である。

「住宅・国土計画・環境省（VROM）」の地域検査官（regional inspectors）は、オランダの水道水の健全性、衛生及び供給の安全を監視する。

主要な法律は、水供給法、同法に対応する水供給に関する政令、水委員会法（2007年）である。

## （2）水資源管理に責任を有する機関

国にとって重要な大規模水事業体は、水運管理局（the Rijkswaterstaat）を通じて国によって監督される。

州（Province）は、地域の地表水及び地下水に関する戦略的レベルにおいて職務を行う。地下水取水は州によって認可を受けなければならない。全ての州は、水管理の責務を「水委員会（Water Boards）」に委任している。

「水委員会（選定された委員会である政府組織）」又は「地域水規制委員会（the District Water Control Boards）」及び「公共事業・水管理局（the Department of Public Works and Water Management）」は、地表水の質及び量の管理に関する責務を有する。

## （3）上下水道サービス

オランダでは、様々な機関が上下水道サービスを保証している。

10の水道会社は、家庭の水道メーターに至る全ての水道管の管理はもちろんのこと、取水、浄水処理及び配水に関する事業者であるとともに責任主体である。ほとんどの水会社は、市町村及び（又は）州によって所有されている。

国内の443市町村は、下水道システムを通じた下水の収集・放流の責任主体であるとともに事業者である。

## （4）水道サービス料金

水道料金は水会社によって提案され、株主（市町村及び州）によって承認されなければならない。全ての水会社は、単位水量当たり料金と年間固定料金を徴収する。

## （5）一般統計

総人口 1,640万人

人口密度 483人/km<sup>2</sup>

## （6）水道水源

地下水・湧水 61%、地表水 39%

## （7）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 100%、②下水収集率 99%、③下水処理率 99%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 99%、公民混合 0%、民営 1%

事業者数：上下水道一体 1、水道単独 9、下水道単独 470、合計 483

# 2.1. ノルウェー

## （1）法制度等

主な法制度は、上下水道料金法（1974年）、汚染規制法（1981年）、計画・建築法（1985年）、水資源法（2001年）、食品法（2003年）、市町村保健サービス法（1982年）などである。

国レベルでは、水資源法を所掌する機関は石油・エネルギー省及びノルウェー水資源・エネルギー庁（NVE）である。

環境省は、その付属機関であるノルウェー汚染規制庁を通じて、汚染規制法及び上下水道料金法に関する最高行政庁である。

## （2）水資源管理に責任を有する機関

NVEは水資源法に責務を有する。ノルウェー汚染規制庁（SFT）は汚染規制法に責務を有する。

## （3）上下水道サービス

水サービスの責任主体は、地方自治体（市町村）である。

水サービス事業者は、市町村部局、市町村間又は市町村会社、又は民間所有会社でかまわない。

ほとんどの場合、上下水道事業体は市町村によって直接所有・運営されている。

市町村間組織においては、一定の活動は市町村間会社（IMC：the inter-municipal company）に委託されている。通常、IMCは浄水の生産及び下水処理を担当し、市町村は最終消費者に対する配水に関する責務を依然として有している。

#### （４）水道サービス料金

上下水道料金に関する法律及び規則に従い、上下水道サービス料金は完全な費用回収原則に基づいている。各市町村はそれぞれの料金を設定し、それゆえ水料金は市町村によって大きく異なる。

#### （５）一般統計

総人口 470万人  
人口密度 15人/km<sup>2</sup>

#### （６）水道水源

地下水・湧水 38%、地表水 62%

#### （７）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 90%、②下水収集率 80%、③下水処理率 76%  
水道事業形態（サービス人口割合）：公営 95%、公民混合 0%、民営 5%  
下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%  
事業者数：上下水道一体 一、水道単独 一、下水道単独 一、合計 1,600

## 2.2. ポーランド

#### （１）法制度等

主な法制度は、地方政府法（1990年）、市町村運営法（1996年）、水法（2001年）、環境保護法（2001年）、公共水道及び公共下水道サービス法（2001年）である。

農業・農村開発省は、「農村開発計画 2007年～2013年」に従い、農村地域の自治体（Gminas：コミュニティ）における上下水道ネットワークの拡張プロジェクトを担当する。

保健省の首席衛生検査官は、水道水の水質規制に責務を有する。

#### （２）水資源管理に責任を有する機関

環境省は、環境の管理及び政策を担当する機関である。

環境保護調査官事務所（Inspectorate for Environmental Protection）は、環境規制の実施に責任主体である。

国家水管理庁は、水の保全、とりわけ水管理及び水利用に関する中心的な機関である。

水管理国家評議会は、水管理に関する事項について意見及び助言を与える。

#### （３）上下水道サービス

基盤施設省（the Ministry of Infrastructure）は、「公共水道及び公共下水道サービス法」及び水料金に関する制度を担当する機関である。地方自治体（Gminas）は、国家組織の監督のもとに公共水サービスを提供する責任主体であり、地方上下水道会社を運営することにより上下水道ネットワークの発展を計画する義務を負っている。

ほとんどの市町村の水事業体は、市町村所有の商法会社である。これらの会社の一部は、民営化され、又はPPP構造となっている。

#### （４）水道サービス料金

ポーランドには、料金に関する独立した規制機関はない。

法律で定められた範囲内において、上下水道料金を定めるのは地方自治体の長の責務である。

#### （５）一般統計

総人口 3,810万人  
人口密度 125人/km<sup>2</sup>

#### （６）水道水源

地下水・湧水 62%、地表水 38%

#### （７）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 86%、②下水収集率 60%、③下水処理率 60%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 88%、公民混合 4%、民営 8%  
下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 87%、公民混合 4%、民営 9%  
事業者数：上下水道一体 一、水道単独 729、下水道単独 1,735、合計 一

## 2 3. ポルトガル

### (1) 法制度等

水資源の計画作成及び水資源計画の推敲・承認は、法 58/2005 年（水法）及び法令 226-A-/2007 年により規定されている。

水の供給については、法令 372/1993 年、法令 379/1993 年、法 88-A/1997 年、法 53-F/2006 年が適用される。

規制機関である、水・固形廃棄物規制協会(*Instituto Regulador de Águas e Resíduos -IRAR*)は 1997 年に設立され、法令 230/97 により水サービスの経済的・質的な側面から監視する。

IRAR は、水道水質の担当機関である。

### (2) 水資源管理に責任を有する機関

関連機関は、環境・都市計画・地域開発省（及び同省の 15 地域総局）及び環境局である。

水協会（the Water Institute-INAG）は、国レベルでの水政策の実施に責務を有する。

### (3) 上下水道サービス

上下水道サービスの責任主体は、ポルトガルの 308 市町村である。

ポルトガルには、2 つのタイプの水道事業者（市町村事業者及び複数市町村事業者）がある。

複数市町村事業者は関係市町村及び中央政府の合意により設立され、少なくとも株の 51%は中央政府（国有会社である *Águas de Portugal - AdP*）により所有され、残りの株は市町村により所有される。これらは地域の水道用水システムであり、市町村システムを補足するものである。

1993 年以前は、唯一の地域システムは大リスボン圏であり、そこでは国有会社である EPAL が首都及び周辺市町村への水供給の責務を有していた。現在では、市町村及び AdP により、13 の地域水道用水供給会社及び 15 の下水道会社が設立されている。

1993 年末までは水サービス事業者は民営会社であることはできなかったが、1993 年法によりコンセッション方式が認められている。

### (4) 水道サービス料金

料金は事業者によって異なり、市町村により承認される。コンセッションでは、契約により料金が設定される。

利用者に配水される水は全てメーター計量され、家庭用平均料金は 0.879 ユーロ/m<sup>3</sup>（年間 120 m<sup>3</sup> 使用時）、0.965 ユーロ/m<sup>3</sup>（年間 200 m<sup>3</sup> 使用時）である。

### (5) 一般統計

総人口 2,160 万人

人口密度 94 人/km<sup>2</sup>

### (6) 水道水源

地下水・湧水 40%、地表水 60%

### (7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 70%、②下水収集率 54%、③下水処理率 40%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 82%、公民混合 15%、民営 3%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 88%、公民混合 2%、民営 10%

事業者数：上下水道一体 288、水道単独 13、下水道単独 18、合計 319

## 2 4. ルーマニア

### (1) 法制度等

環境・持続可能開発省が中央政府における水管理機関であり、水分野の国家政策を策定する。

主な法制度は、環境法（1995年）、水法（107/1996年）、サービスのコンセッションを認定する法律（219/1998年）、水道水質に関する法律（458/2002年）、上下水道公共サービスの組織及び機能に関する政令（第32号/2002年）である。

## （2）水資源管理に責任を有する機関

ルーマニアの水に関する国の組織である「Apele Romane」は2002年に設立され、水資源の管理、監督及び開発を担当する国家機関である。この財政的に自立した国有企業は、環境・持続可能省の権限の下に運営し、ルーマニアの11の流域に対応した11の水局で構成されている。「Apele Romane」の事務所は、取水許可を発行し、また、水質のモニタリングにも責務を有する。

## （3）上下水道サービス

ルーマニアには42の県(judete)があり、320の市町村及び10,000を超える行政区(communes)を有している。

水サービスには、3つの主な組織（環境・持続可能省、国家水資源庁(Apele Romane)及び地方環境保護調査官事務所(EPIs)）が関与している。

上下水道の責任主体は地方自治体(市町村)であり、水サービス資産を所有している。上下水道に関する統合戦略を実施するため、市町村は地域間開発協会(ADI)と連携することができ、その意味では、市町村は水サービスの責務をADIに移管することとなる。

事業者のほとんどは、市町村に代わってADIと締結した運営委託契約のもとに運営する市町村所有の地域運営会社(ROC)であり、ROCは上下水道サービスに責務を有する。

## （4）水道サービス料金

水料金は、国家公共事業体規制庁(ANRSC)により承認される。

## （5）一般統計

総人口 2,160万人

人口密度 94人/km<sup>2</sup>

## （6）水道水源

地下水・湧水 40%、地表水 60%

## （7）上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率70%、②下水収集率54%、③下水処理率40%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営82%、公民混合15%、民営3%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営82%、公民混合15%、民営3%

事業者数：上下水道一体540、水道単独0、下水道単独0、合計540

## 25. スロバキア

### （1）法制度等

主な法制度は、水法（364/2004年）、公衆保健法（126/2006年）、人の消費に向けた水質の要件及び人の消費に向けた水質の規制に関する規則（354/2006年）である。

建築・地域開発省ネットワーク産業規制局(URSO)は、水サービスに規制担当機関である。

### （2）水資源管理に責任を有する機関

担当機関は、1993年に設立された環境省である。

国は6つの流域に区分され、そのうち5流域は国際河川であるドナウ川流域の一部である。

### （3）上下水道サービス

環境省は水管理の担当機関であり、市町村は上下水道サービスの責任主体である。

上下水道サービスは17の地域水道会社によって運営される。水サービスの基盤は市町村によって所有される。そのうちのいくつかは民間セクターの事業者との長期契約に調印し、その他は水サービスを自ら運営する。

一般に、水道事業者は下水収集・処理事業者でもある。

### （4）水道サービス料金

スロバキアにおける水サービス料金は、URSOによって規制される。

## (5) 一般統計

総人口 540 万人  
人口密度 111 人/km<sup>2</sup>

## (6) 水道水源

地下水・湧水 81%、地表水 19%

## (7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 90%、②下水収集率 58%、③下水処理率 56%  
水道事業形態（サービス人口割合）：公営 77%、公民混合 23%、民営 0%  
下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 77%、公民混合 23%、民営 0%  
事業者数：上下水道一体 17、水道単独 0、下水道単独 0、合計 17

## 26. スペイン

### (1) 法制度等

主な法制度は、水法、沿岸法及び都市下水法である。

### (2) 水資源管理に責任を有する機関

水資源に関する全般的な法制度及び計画を担当する機関は、環境省である。国家水審議会 (*Consejo Nacional del Agua*) は、同省の最高諮問機関である。

水行政は、流域庁 (*Confederaciones Hidrográficas*) によって行われる。

### (3) 上下水道サービス

スペインは、自らの議会及び法制度を持つ 17 の地域又は自治体に区分される。

スペインの 8,110 市町村は、水供給及び下水の収集・処理の責任主体である。

市町村行政に関する基本法は、複数の手法によるサービスの提供を認めている。

### (4) 水道サービス料金

水サービス料金は、市町村によって認可される。2006 年において、家庭用平均料金は 1.20 ユーロ/m<sup>3</sup>、非家庭用平均料金は 1.53 ユーロ/m<sup>3</sup>であり、料金は逡増制となっている。

### (5) 一般統計

総人口 4,470 万人  
人口密度 89 人/km<sup>2</sup>

### (6) 水道水源

地下水・湧水 82%、地表水 15%、海水淡水化水 3%

### (7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 100%、②下水収集率 98%、③下水処理率 86%  
水道事業形態（サービス人口割合）：公営 48%、公民混合 16%、民営 36%  
下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 72%、公民混合 15%、民営 13%  
事業者数：上下水道一体 81、水道単独 1,735、下水道単独 1,075、合計 2,891

## 27. スウェーデン

### (1) 法制度等

主な法制度は、水法 (1918 年)、健康保護法 (1958 年 9)、環境保護法 (1969 年)、水協会法 (1976 年) である。公共上下水道法 (1970 年) は、2007 年 1 月 1 日に公共水サービス法に置き換えられた。

スウェーデンには料金及びサービスの規制に関する国家的枠組みはなく、1970 年代以降、公共水サービスに関する法的事項の特別法廷がある。

### (2) 水資源管理に責任を有する機関

水保全の担当機関は、中央レベルでは環境省 (環境保護庁を通じて) である。

### (3) 上下水道サービス

水道水質を担当する機関は農業省及び国立食品局 (the National Food Administration) であり、地方レベルでは「環境及び健康に関する市町村委員会」である。スウェーデンにおける地方行政は「県」であり、県は調査・監督・調整機能を有する。

地域連合により運営されているストックホルム、イエーテボリ及びマルメの主要都市圏を除き、上下水道サービスの責任主体はスウェーデンの 290 市町村である。地方自治体は、上下水道施設の計画、建設及び運営に責任がある。

ほとんどの市町村は市町村サービスとして水事業を運営しているが、いくつかは市町村会社又は市町村間会社を通じて水道・衛生を運営している。

#### (4) 水道サービス料金

水料金は、手頃で公平という基本原則に従わなければならない。

#### (5) 一般統計

総人口 910 万人

人口密度 20 人/km<sup>2</sup>

#### (6) 水道水源

地下水・湧水 49%、地表水 51%

#### (7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 90%、②下水収集率 90%、③下水処理率 90%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 99%、公民混合 1%、民営 0%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 99%、公民混合 1%、民営 0%

事業者数：上下水道一体 284、水道単独 2、下水道単独 3、合計 289

## 28. スイス

#### (1) 法制度等

水道水は消費財であり、それゆえ消費財に関する制度に従う。水資源の保護は、水の保全に関する連邦法に従う。

#### (2) 水資源管理に責任を有する機関

連邦環境局は(FOEN)は、河川、湖沼及び地下水の水位及び水質を監視し、汚染及び過剰採取から水を保護する法的責務があり、また、洪水リスクを低減するための方策を展開する。

州 (the Cantons) は、放流条件を特定し、下水処理場を監視したり、汚染者負担原則を実施するなど、水の保護に関する連邦法の実施に責務がある。

#### (3) 上下水道サービス

水供給は公共機関の活動の伝統的な分野であり、一般的に言えば、水サービス提供の責任主体及び事業者は地方自治体である。これは、ほとんどの場合、水道会社は公共団体であることを意味する。加えて、公法のもとに協同組合として組織される主体もある。時折、水供給は公開有限責任会社により運営される。

水供給に加え、ガス、水道及び電力といった範囲のサービスを提供する会社が多くある。

給水人口でみた水道サービス事業者の規模は、非常に様々である。5 つの水道サービス（ジュネーブ、チューリヒ、バーゼル、ローザンヌ及びベルン）は 10 万人以上に給水している。他方、多くの中小水道サービスが存在している。

#### (4) 水道サービス料金

各水サービス事業者は、その費用を回収するために料金体系を決定する。国を通じて、料金は様々であり、通常、水道料金には年間固定料金と消費水量に対応した変動料金が含まれる。

#### (5) 一般統計

総人口 760 万人

人口密度 183 人/km<sup>2</sup>

#### (6) 水道水源

地下水・湧水 80%、地表水 20%

## (7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 100%、②下水収集率 97%、③下水処理率 97%  
水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%  
下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 100%、公民混合 0%、民営 0%  
事業者数：上下水道一体 3,000、水道単独 0、下水道単独 0、合計 3,000

## 29. 英国

### (1) 法制度等

#### ① イングランド・ウェールズ

法制度の基礎は、主として 1989 年水法、1991 年上下水道事業法及び 1998 年競争法である。2003 年水法により、料金及び顧客サービスのための経済的規制が水サービス規制庁（Ofwat）によって行われ、水消費者協議会は水消費者を代表する。イングランド・ウェールズの水質は 2000 年水道水質規則により扱われ、水道水検査官事務所によって規制される。環境中の水質は 1991 年水資源法及び 1990 年環境保護法により扱われ、環境庁によって規制される。1995 年環境法は、消費者による効率的な水の使用を促進するよう会社に対して義務を課している。

#### ② スコットランド

主な法制度は、2002 年上下水道事業（スコットランド）法、2005 年水サービス等（スコットランド）法に基づく。スコットランド上下水道事業委員会（WICS : the Water Industry Commission for Scotland）は経済的規制機関であり、Waterwatch Scotland は消費者代表組織である。

その他の規制機関は、スコットランド環境保護庁（SEPA）及びスコットランド水道水規制機関である。

スコットランドにおいては、水枠組み指令は「2003 年水環境及び水サービス法」により発効されている。

#### ③ 北アイルランド

責務は、2006 年上下水道サービス（北アイルランド）規則で定義されている。経済的規制は北アイルランド事業規制庁（NIAUR）によって行われ、総合消費者協議会は消費者の利益を代表する。北アイルランド環境庁は、水道水質規制の担当機関である。

### (2) 水資源管理に責任を有する機関

水資源管理の担当機関は、環境・食糧・農村地域省（DEFRA）及びイングランド・ウェールズ環境庁、スコットランド環境保護庁、並びに北アイルランド環境庁である。

### (3) 上下水道サービス

#### ① イングランド・ウェールズ

DEFRA は、イングランド・ウェールズにおける水政策の全ての面について責務を有する。10 の上下水道会社（WSC）及び 12 の水道単独会社（WoC）は水サービスに責任がある。WSC は 1974 年に設立された前身の地域水庁の資産売却による 1989 年の民営化の結果である一方、WoC は 19 世紀以来存在し公営化されたことのない民営会社である。

#### ② スコットランド

スコットランド市町村会社は 1974 年の地域水庁には再編されず、上下水道サービスは 1996 年まで依然として地方政府の責務とされ、1996 年に上下水道サービスの提供は 3 つの新たな公共水機関（公営企業）に移された。2002 年、これらの 3 機関は「Scottish Water」に統合され、現在、スコットランドにおける全ての水サービスの責任主体であり、また、事業者である。

#### ③ 北アイルランド

1970 年代の半ばから 2007 年まで、上下水道サービスは英国政府の直接的な責務であった。2007 年 4 月 1 日以来、水サービス提供の責任主体は政府所有会社である「Northern Ireland Water（NIW）」である。

### (4) 水道サービス料金

水料金は、経済的規制機関である OFWAT、WICS 及び NIAUR により設定される。



(5) 一般統計

総人口 6,090 万人

人口密度 252 人/km<sup>2</sup>

(6) 水道水源

地下水・湧水 35%、地表水 65%

(7) 上下水道普及率等

人口普及率：①水道普及率 99%、②下水収集率 97%、③下水処理率 97%

水道事業形態（サービス人口割合）：公営 11%、公民混合 0%、民営 89%

下水道事業形態（サービス人口割合）：公営 11%、公民混合 0%、民営 89%

事業者数：上下水道一体 12、水道単独 15、下水道単独 0、合計 27

(文責) センター常務理事兼技監

安藤 茂

---

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>